

【令和4年第2回定例会提出予定議案の説明】

議案第5号

川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

交 通 局

川崎市交通局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市交通局企業職員定数条例 昭和42年3月23日条例第14号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>462人</u>以内とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>○川崎市交通局企業職員定数条例 昭和42年3月23日条例第14号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>526人</u>以内とする。</p> <p>(以下略)</p>